

こ総政第 81－2 号
令和 7 年 3 月 27 日

都道府県こども政策担当部局長
指定都市こども政策担当部局長 殿

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）

こども・若者の審議会等への参画の推進に向けた
基本的な考え方について（周知）

平素より、こども施策の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「こども大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）においては、「各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。」と、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）においては、「こども・若者視点の現場主義を強化するため、各府省庁の各種審議会等の委員にこどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。」されております。

また、「こどもまんなか実行計画 2024」（令和 6 年 5 月 31 日こども政策推進会議決定。以下「実行計画」という。）においては、「(前略) こども・若者を審議会・懇談会等にどのような方法で登用するか、また、こども・若者の委員が意見を言いやすい環境づくり等について検討を行う。【こども家庭庁、関係省庁】」とされているところです。

実行計画を踏まえて、こども家庭審議会基本政策部会の下に設置された「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」において、こども・若者委員の登用に向けた審議会等の環境整備等について議論を行い、今般、別紙のとおり「こども・若者の審議会等への参画の推進に向けた基本的な考え方について」（令和 7 年 3 月 こども家庭審議会基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会）をとりまとめましたので周知いたします。

各地方公共団体におかれましても、審議会等へのこども・若者の参画を推進する場合には本とりまとめも参考にさせていただくとともに、引き続き、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）等の趣旨を踏まえ、こども・若者の意見反映・社会参画の取組を推進いただきますよう、お願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に本件を周知いただくよう、お願いいたします。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども・若者の審議会等への 参画の推進に向けた 基本的な考え方について



令和7年3月
こども家庭審議会基本政策部会
こども・若者参画及び意見反映専門委員会



はじめに

こども基本法では、こどもの権利条約の「意見の尊重」、「最善の利益」の趣旨を踏まえ、基本理念において、こども・若者の社会参画と意見反映を進めていくことを求めており、また、こども施策の策定等に当たっては、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けています。

これらを踏まえ、政府は、こどもや若者の「意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」という方針のもと、こども・若者の意見反映・社会参画を推進しています。



こども・若者登用の現状

各府省庁の審議会等における10代から30代の委員の任命は2%以下

	審議会等(130)		懇談会等(329)
	委員	専門委員等	有識者等
総数	1,883人	7,120人	3,848人
30代以下(割合)	21人 (1.12%)	107人 (1.52%)	71人 (1.85%)

令和6年、こども家庭庁調べ(130の審議会等の委員及び専門委員等、329の懇談会等行政運営上の会合の有識者等の年代を調査)

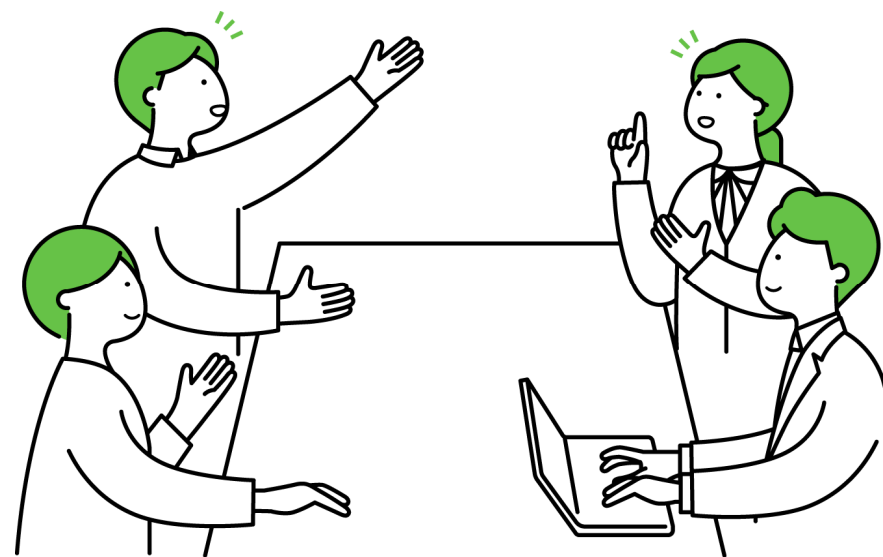
こども・若者の意見反映・社会参画を進めていく観点から、こども・若者の審議会等へのさらなる登用を進めていくことが必要です。

このため、本専門委員会として、こども・若者の審議会等への登用の推進に向けた基本的な考え方を、まとめました。

こども・若者の審議会等への 登用の推進に向けた基本的な考え方 1

こども大綱などの趣旨を踏まえ、候補者の検討段階において、下記のような会議では、特に、こども・若者委員の登用を積極的に検討してはどうか。

- こども・若者が現時点において当事者となりうる事項について議論を行う会議
- 中長期的な課題、基本的な政策、重要事項等について議論を行う会議
- 当該分野に関する若手学識経験者がいる会議



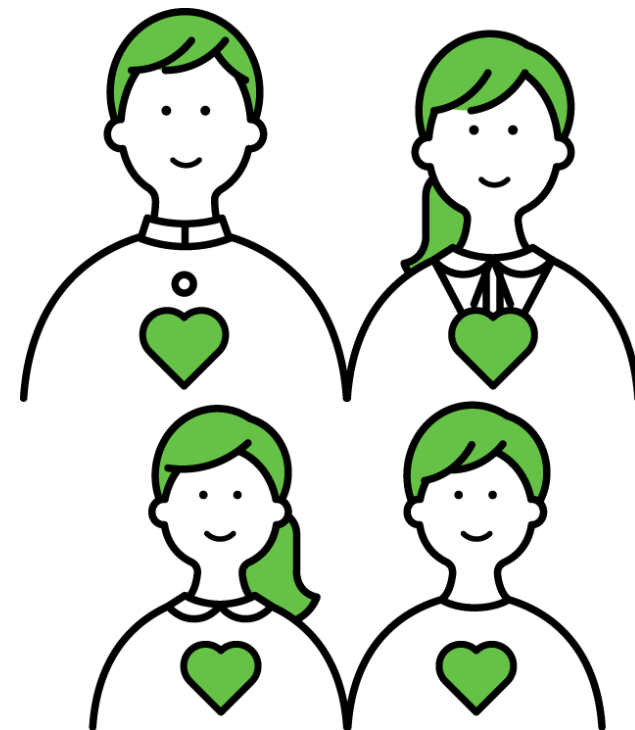
こども・若者の審議会等への 登用の推進に向けた基本的な考え方 2

こども・若者委員を登用した会議においては、意見を言いやすい環境づくりに向けて、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じて、運営への配慮を積極的に検討していただきたい。

例えば、

- 開催手法や議事運営に関する意向や要望等について、こども・若者からあらかじめ聴取する。
- その結果は、事務局や他の委員に情報共有を行うとともに、可能な限りその意向を踏まえて対応する。
- 新任のこども・若者委員向けに、会議の所掌事務、今後の審議予定、運営方法や議事の流れなどについての情報提供を行うことで、会議の仕組みや流れについて、あらかじめ知ってもらえるようにする。
- 当日の議題や会議用資料、議論が期待されている事項等について、こども・若者委員に対して、時間的余裕をもって情報提供することで、こども・若者委員が、考えをまとめられるようにする。
- 事前に確認していたこども・若者委員の意向を踏まえて議事進行が行われていたか、座長・事務局間で確認し、改善できる事項については、改善につなげる。
- その他、こども・若者の視点に立ち、各会議に即した必要な工夫をしていただきたい。

(具体的な取組の工夫例は、別紙1を参照)



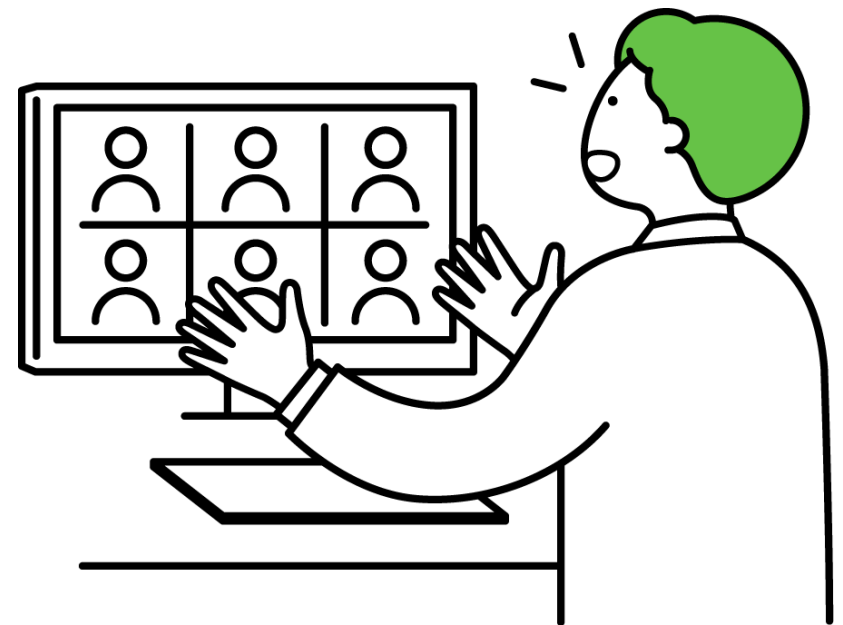
こども・若者の審議会等への 登用の推進に向けた基本的な考え方 3

政策決定過程への参画促進という趣旨に鑑み、会議の委員として任命が難しい場合であっても、会議の所掌事務等に応じて、こども・若者のみで構成される下部組織やWG等を設置あるいはこども・若者からのヒアリング等の開催を検討することで、「こども・若者参画」の促進につながるのではないかと。



こども・若者の審議会等への 登用の推進に向けた基本的な考え方 4

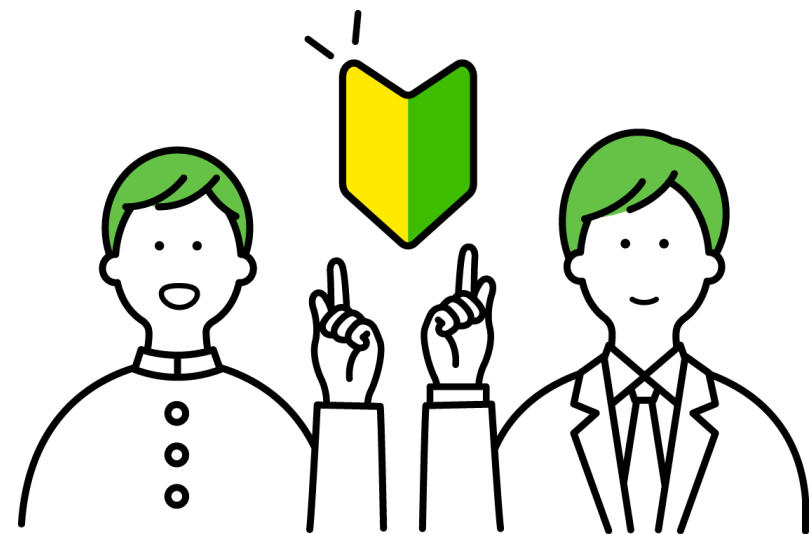
こども・若者委員の登用実績のある会議の事務局から、留意事項や、登用したことによるプラスの影響などの情報を他の事務局へ共有するなども積極的に進めていただきたい。



こども・若者の審議会等への 登用の推進に向けた基本的な考え方 **5**

最初からすべてを実施しようとすることで、組織の中で、こども・若者委員の登用について過度な負担感が生じることは本意ではないため、それぞれの事務局の状況を踏まえて、まずは「できることから」始めてみていただきたい。

そして、少しずつ、取組を深化させていきたい。



まとめ

こども・若者の審議会等への登用の推進に向けた基本的な考え方は、こども・若者の参画の推進につながるだけでなく、会議における活発な議論にもつながるため、こども家庭庁から各府省庁及び地方自治体並びに各種会議の座長に周知を行い、取組を推進してください。

併せて、こども・若者のさらなる参画の推進に向け、別紙2の取組も進めてください。

【具体的な取組の一例】

会議の準備について

〈 こども・若者から要望の多かった事柄 〉

- こども・若者を委員に任命する際に、任命することとなった理由、どのような立場で参画が期待されているのか等について、こども・若者委員に対して丁寧に説明してはどうか。（特に、『若者代表』として気負わず、あなた個人の意見を言えばよい、と伝えてもらえると安心するとの声は多い。）
- 新任のこども・若者委員向けに、会議の所掌事務、今後の審議予定、運営方法や議事の流れなどについての情報提供を行うことで、会議の仕組みや流れについて、あらかじめ知っていただけると、過度な緊張を生まずに第1回の会議に臨めるのではないかな。
- こども・若者委員が、団体等の推薦によらず任命された場合においては、所属する団体・学校等の理解を得られるよう、事務局から説明を行うなど必要な取組を行うことで、出席に気後れすることを減らすことができるのではないかな。

〈 今後考えられるとよいこと 〉

- ・過去にこども・若者委員として参画していた者からの経験談や留意事項等を聴く場を設けるなど、「経験者」の知見を得られるようにするための仕組みを設けると「不安」の解消につながるのではないかな。
- ・新任のこども・若者委員が、他のこども・若者委員やおとなの委員との「横のつながり」が作れるように、顔合わせの機会を作れると、過度な緊張を生まずに第1回の会議に臨めるのではないかな。
- ・他の委員や職員など、窓口となる者を用意できると、こども・若者委員が様々なことを気軽に相談できるようになるのではないかな。

【具体的な取組の一例】

各回の会議の開催準備

〈 こども・若者から要望が多かった事柄 〉

- 開催日時を決定する際に、各委員の希望の日程を照会することで、多くの出席者が見込めるのではないかと。その際、開催日時の候補として可能性が高い日程を可視化したり、次回開催日の連絡のめどを明示したりするなど、回答者側の効率を考慮した手法が工夫できるとスケジュール管理や調整がしやすくなるのではないかと。
- 当日の議題や会議用資料、議論が期待されている事項等について、こども・若者委員に対して、時間的余裕をもって情報提供し、必要に応じて、理解に資する資料や説明を提供できると、考えをまとめるのに資するのではないかと。
- 事前に聴取したこども・若者委員からの開催手法や議事運営に関する配慮等について、事務局から、議事進行を行う座長や他の委員に対して情報共有を行って理解を得られると、その実現が図りやすくなるのではないかと。また、対応が困難な事柄については、こども・若者委員に、丁寧に事前に説明できるとよいのではないかと。

〈 今後考えられるとよいこと 〉

- ・こども・若者委員が複数人いる場合は、事務局による事前説明を合同で実施したり、こども・若者委員間で、情報共有や事前相談等を行ったりするような機会や場があると、こども・若者委員間で考えを確認したり、整理したりすることができるのではないかと。

【具体的な取組の一例】

会場設営や当日の運営等

〈 こども・若者から要望が多かった事柄 〉

- こども・若者委員が参加に際して、萎縮するように感じる要素をできるだけなくせるとよいのではないかな。
特に、こども・若者委員が1人のときは留意できるとよいのではないかな。

- 会場の雰囲気になるべく柔らかくする。
- 委員の周囲を職員や傍聴者が取り囲むことで圧迫感が生じたり、席間を離して委員相互のコミュニケーションがとりづらくなったりしないようにする。
- 議事進行について、座長が配席順に機械的に指名するほうが話しやすいこども・若者と、挙手制のほうが話しやすいこども・若者と、どちらもいるので、事務局で思い込まずに意向を確認する。
- 開催手法や服装、当日資料の配布方法等について、こども・若者委員の意向も踏まえつつ、柔軟に対応する。
- こども・若者委員が議論の状況を追いやすく、意見を言うための準備が容易になるように、スクリーンやホワイトボードを用いて会議の中で出た意見を表示するなど工夫する。

〈 今後考えられるとよいこと 〉

- 議事進行の中で、座長や事務局、他の委員から、こども・若者委員の発言に対する受止めを伝えられると、こども・若者委員が、「自分の意見が的外れでないか」等不安を抱かずにすむのではないかな。
- 会議前後でのコミュニケーション・アイスブレイクを設けられると、こども・若者委員が他の委員とも良い関係を築くのに資するのではないかな。

【具体的な取組の一例】

開催後について

〈 こども・若者から要望が多かった事柄 〉

- 事前に確認していたこども・若者委員の意向を踏まえて議事進行が行われていたか、座長・事務局間で確認するとともに、こども・若者委員とも点検を行う。改善できる事項については、速やかに座長・事務局と共有し、改善につなげるとともに、こども・若者委員のさらなる意欲的な参画につなげられるとよいのではないか。

〈 今後考えられるとよいこと 〉

- ・議事に直接的に関わらない事柄であったとしても、事務局職員の受止めや感想を、委員の言動を制限しないよう留意しつつ、こども・若者委員に伝えられると、こども・若者委員の安心感につながるのではないか。

さらなるこども・若者参画の推進に向けて、こども家庭庁、本専門委員会を中心に、下記に取り組めるとよいのではないか。

- こども・若者委員の登用に向けた取組を推進していくため、各会議の所掌事務等に照らして、こども・若者参画を必要としている会議の有無を調べるとともに、登用に当たっての障壁となっている事項について調査する。
- こども・若者が委員として参加している事実、こども・若者委員自身や周囲のおとなの委員の感想等について、積極的に世の中に発信する。これにより、社会全体のこども・若者の会議への参画に対しての理解を推進するよう努める。
- 各地の会議に参加しているこども・若者委員が、互いに情報共有できるような場を作るなどの参画の推進に向けた取組を実施する。
- こども・若者が、普段から社会の中で意見を言う経験をしていなければ、会議の場で意見を述べることは、こども・若者にとって、慣れないことをしなければならない、非常にハードルが高いものになってしまう。したがって、会議の場のみならず、あらゆるこどもや若者が、家庭や学校、地域などにおいて意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会などを持つことができるよう、環境づくりと気運の醸成に向けた普及啓発等をはじめ、国や自治体の取組を積極的に推進していく。
- 委員以外の「多様な」こども・若者の声をどのように確保するかという方法についても、継続的に検討する。